

入札公告の訂正について

平成31年 3月 6日

(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 北海道支社

支 社 長 大 越 良 記

平成31年2月28日付けで入札公告を行いました「後志自動車道 小樽ジャンクションCランプ橋工事」に係る入札公告（説明書）の内容の一部に誤りがありましたので、別添のとおり訂正します。

【訂正内容】

- ・入札公告（説明書）

※訂正箇所は、別添「正誤表」に記載しておりますので、ご確認ください。

正 誤 表

工事名)後志自動車道 小樽ジャンクションCランプ橋工事

対 象	誤	正
入札公告(説明書) 第3 調達手続に参加するための条件等 3-1.競争参加資格(2)②	②特定建設工事共同企業体・乙型(施工分担方式)(以下「特定JV」という。)を構成して競争参加する場合： i)土木工事を施工する者 平成31年3月31日までに、工事種別「土木工事」に係るNEXCO東日本の『平成29・30年度工事競争参加資格』を有する者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。)で、かつ経営事項評価点数が1400点以上の者であること。 ii)PC橋上部工工事を施工する者 平成31年3月31日までに、工事種別「PC橋上部工工事」に係るNEXCO東日本の『平成29・30年度工事競争参加資格』を有する者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。)で、かつ経営事項評価点数が1200点以上の者であること。 iii)鋼橋上部工工事を施工する者 平成31年3月31日までに、工事種別「鋼橋上部工工事」に係るNEXCO東日本の『平成29・30年度工事競争参加資格』を有する者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。)で、かつ経営事項評価点数が1200点以上の者であること。	②特定建設工事共同企業体・乙型(施工分担方式)(以下「特定JV」という。)を構成して競争参加する場合： 構成員の数は、2者又は3者とし、2者で構成する場合は、構成員のうち1者が『「土木工事」及び「PC橋上部工工事」』又は『「土木工事」及び「鋼橋上部工工事」』又は『「PC橋上部工工事」及び「鋼橋上部工工事」』の両方の構成員を兼ねることができるものとする。 i)土木工事を施工する者 平成31年3月31日までに、工事種別「土木工事」に係るNEXCO東日本の『平成29・30年度工事競争参加資格』を有する者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。)で、かつ経営事項評価点数が1400点以上の者であること。 ii)PC橋上部工工事を施工する者 平成31年3月31日までに、工事種別「PC橋上部工工事」に係るNEXCO東日本の『平成29・30年度工事競争参加資格』を有する者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。)で、かつ経営事項評価点数が1200点以上の者であること。 iii)鋼橋上部工工事を施工する者 平成31年3月31日までに、工事種別「鋼橋上部工工事」に係るNEXCO東日本の『平成29・30年度工事競争参加資格』を有する者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。)で、かつ経営事項評価点数が1200点以上の者であること。
入札公告(説明書) 第3 調達手続に参加するための条件等 3-1.競争参加資格(9)③	③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合。	③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合(同一の者が複数の特定JVの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。))。